		令和 6	5年度 一般会計 歳出 第7款6項1目 12節 委託料	
受付番号	種目	番号	委託担当 連絡先 医療局健康安全部健康安全課 担当者名 根岸 電 話 671-2729	
			設 計 書	
1 委	託	名	令和6年度市民エイズ・HIV啓発及び情報提供事業委託	-
2 履	行 場	易 所	横浜AIDS市民活動センター (中区尾上町3丁目39番 尾上町ビル9階)	-
3 履	行	月間	☑ 期間 令和6年4月1日 から令和7年3月31日 まで	
又	は 男	限	□ 期限 令和 年 月 日まで	
4 契	約 区	公分 分	☑ 確定契約 □ 概算契約 □ 単価契約	
5 そ	の他特約	事項	個人情報取扱特記事項	
6 現	場。該	护 明	_ ☑ 不要 □ 要 (月 日 時 分 場所)	
7 委	託 棚	无 要	(1) エイズ・HIVの予防啓発活動 (2) ボランティア活動の支援 (3) 活動センター管理運営業務	

8 部 分 払

☑ す る (4 回以内)

□ しない

部分払の基準

業務内容	履行 予定月	数量	単位	単 価	金額
運営及び情報提供	4~6月	1	四半期		
運営及び情報提供	7~9月	1	四半期		
運営及び情報提供	10~12月	1	四半期		
運営及び情報提供	1~3月	1	四半期		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

内訳 業 務 価 格 消費税及び地方消費税相当額	委託代金額
¥ ¥	¥
. -	

内 訳 書

名称	形状 · 寸法等	数量	単位	単 価 (F)	金 額	摘要
エイズ・HIV関連情報の収集・ 整理・提供		4	四半期			
ニュースレターの発行		2	四半期			
ホームページやSNSによる普及 啓発及び情報提供		4	四半期			
啓発資材の調達及び配布・ 貸出		4	四半期			
書籍などの購入及び貸出		4	四半期			
予防啓発イベントの企画・実施		4	四半期			
青少年向け啓発		4	四半期			
ボランティア活動の支援		4	四半期			
諸経費		4	四半期			
業務価格						
消費税及び 地方消費税相当額						
委託代金額						

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

仕 様 書

1 業務名

令和6年度市民エイズ・HIV啓発及び情報提供事業委託

2 業務概要

(1) 目的

市民に対して、エイズ・HIVに関する各種情報を提供し、自主的な学習研修の場を提供するとともに、正しい知識の啓発や患者・感染者の支援に取り組むボランティア活動を支援することを目的とする。

(2) 実施場所

横浜AIDS市民活動センター 横浜市中区尾上町3丁目39番地 尾上町ビル9階

(3) 設備概要

ア 延床面積

 $164.13\,\mathrm{m}^2$

イ 執務室の環境整備

机・椅子等のオフィス用具(詳細は別紙 1 参照)、電話回線・インターネット回線及び空調設備

- ウ 施設内容
- (ア) ミーティングスペース
- (イ) 作業スペース
- (ウ) 印刷機コーナー
- (エ) 情報コーナー (書籍・ビデオ・資料等)
- (オ) 電話相談ルーム (ボランティア団体による専門相談)
- (カ) 倉庫(啓発パネル、パンフレット、啓発グッズ等保管)
- (キ) ボランティア団体活動スペース
- (4) 開館時間

月曜日・木曜日・土曜日 11:00~17:00

水曜日・金曜日 14:00~20:00

※祝日も同様とする

(5) 休館日

火曜日及び日曜日

夏季(8月13日~17日)

年末年始(12月28日~1月4日)

その他横浜市が必要と認めた日

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 実施内容

(1) エイズ・HIVの予防啓発活動に関すること

ア エイズ・HIV関連情報の収集・整理・提供

エイズ・HIVに関する、発生動向や国の動向、感染予防や最近の治療等情報の収集・整理を行い、市民及び関係団体に対して情報提供を行う。

イ ニュースレターの発行

エイズ・HIV関連情報や市民活動情報等を掲載したニュースレター「おーぷん」を発行する。ニュースレターについては、以下を満たすものとする。

- (ア) 発行は年2回以上とし、必要に応じて各種情報(啓発用パンフレット・リーフレットや他団体の情報チラシ)を同封して発送先(詳細は別紙2参照)に送付する。
- (イ) 用紙はA3サイズの2つ折。白黒で黄色紙に印刷とする。
- (ウ) 内容はエイズ・HIV関連情報とし、エイズ・HIVの最近の動向、感染予防、 正しい知識の普及啓発、関連団体の市民活動情報等とし、発行前に健康安全課への 確認を行うこと。
- (エ) ニュースレターはホームページへ掲載し、市民やその他の機関も閲覧できるもの とする。

ウ ホームページや SNS による普及啓発及び情報提供

ホームページや SNS を活用し、エイズ・HIV についての正しい知識の普及啓発、情報提供、 匿名無料検査の受検促進を行う。

横浜市のウェブアクセシビリティガイドライン、インターネット情報受発信ガイドライン に準じた取扱いになるよう対応する。

- (ア) ホームページの作成・管理は受託者が行う。掲載内容は、横浜AIDS市民活動センターの概要・活動紹介・最新のエイズ・HIV関連情報、検査・相談先を掲載し、市民がみやすいものとなるよう心がける。月1回以上の更新を行う。
- (4) SNSの作成・管理は受託者が行う。情報発信内容は、最新のエイズ・HIV関連情報、HIV匿名無料検査の受検促進、HIV検査普及週間や世界エイズデーを含むものとする。週1回以上の情報発信を行う。

エ 啓発資材の作成・購入及び配布・貸出

啓発資材(パネル、パンフレット、リーフレット、啓発グッズ等)を用いて、エイズ・HIVについての普及啓発を行う。

- (ア) パネルの作成を複数枚行う。パネルはA2以上の大きさでカラーとする。エイズ・HIVに関連し、複数年仕様可能な内容とする。ただし、受託者がエイズ・HIV 関連のパネルを複数枚保持し、貸出可能な場合はその限りではない。
- (4) パンフレット、リーフレットは横浜市民AIDS活動センターでの配架、イベントや青少年向け啓発事業にて配布する。配布目安として、10種類以上、2000 枚以上とする。
- (ウ) 啓発資材は市民及び関係団体に対して配布・貸出を行い、そのために必要な管理 を行う。

オ 書籍等の購入及び貸出、管理

エイズ・HIVに関連した書籍を適宜購入し、市民・関係団体への貸し出しを行う。 また、青少年向け啓発事業等で使用する。貸出可能図書については、ホームページに 掲載する。

- カ エイズ・HIV関連団体と連携した個別施策層向け予防啓発イベントの企画・実施、相談
- (ア) 個別施策層に対し、エイズ・HIVについての正しい知識の普及及び患者・感染者への 理解を図るために、予防啓発イベントを年3回以上実施する。啓発内容としては、エイズ・ HIVに関する動向、最新情報、予防方法、検査・相談先とする。実施方法は、対面、オン ラインを可とする。
- (イ) 関連団体より予防啓発イベント実施についての相談に対し、助言を行う。必要時、啓発 資材の貸し出し、配布を行う。
- キ 青少年向け啓発事業(小・中・高等学校・専門学校・大学等への講義・講師派遣及 び相談)の実施

青少年に対し、エイズ・HIVについての正しい知識の普及及び患者・感染者への理解を図るため、市内の学校等(小(高学年)・中学生・高校生・専門学校生及び大学生)を対象に、エイズ・HIVに関する講座やワークショップ等を実施または講師を派遣する。なお、啓発事業は年7回以上実施する。

学校がエイズ・HIVに関しての授業・活動を行うにあたり、関連情報や使用する 資料等の相談があった場合には、随時助言・指導や啓発資材の貸出、配布を行う。

企業等から、講師派遣の依頼があった場合にも応じることとする。

(2) ボランティア活動の支援に関すること

エイズ・HIVについての正しい知識の啓発や患者・感染者の支援に取り組むボランティア活動を支援する。支援内容については以下を満たすこととする。

- ア ボランティア団体の活動状況の把握と、団体からの相談に対する助言。エイズ・HIVの 動向や最新情報に関する情報提供
- イ エイズ・HIVに関連したボランティア活動開始を希望する市民や団体からの相談に対する助言
- ウ ボランティアスペース・ミーティングスペースの予約受付、貸出及び管理
- エ 印刷機器等の貸出及び管理
- オ ボランティア活動に必要な郵便物等の取次ぎ

(3) 管理運営業務

ア 上記(1)及び(2)の業務実施に伴う活動センターの管理運営事務(施設及び物品の管理・利用統計の作成等)

イ 緊急時対応等

緊急事態発生の際は、速やかに健康安全課に連絡し、指示に従うこと。

(4) 活動報告

ア 月1回、受託者は事業の実施状況について委託者に書面で報告する。

報告内容は、利用・勤務状況、業務報告、情報共有とする。必要に応じて、横浜市役所また

は横浜AIDS市民活動センターでの対面報告とする。 イ 年1回、受託者は事業内容について報告書を作成し、委託者に提出する。

5 その他

- (1) 業務の履行に必要な設備・備品・消耗品等は、受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、本業務を第三者に再委託してはならない。
- (3) 本委託業務の履行に当たっては、受託者は関係法令を遵守し、委託者の指示に従うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方が別途協議するものとする。
- (5) 暴風、豪雨、大雪、洪水、高潮、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であって、 受託者の責めに帰すことができない理由により受託者が契約を履行できないと認められるときに限り、委託者は履行の中止を決定し受託者に通知するものとする。

2024年度横浜AIDS市民活動センター開館日時 4月 月 日 火 水 木 金 21回

5月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
			23回			

			2312			
6月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						
			21回			

				ᄱ			
	7月						
	日	月	火	水	木	金	土
Ī		1	2	3	4	5	6
Ī	7	8	9	10	11	12	13
Ī	14	15	16	17	18	19	20
Ī	21	22	23	24	25	26	27
Ī	28	29	30	31			

22回										
8月										
日	月	火	水	木	金	土				
				1	2	3				
4	5	6	7	8	9	10				
11	12	13	14	15	16	17				
18	19	20	21	22	23	24				
25	26	27	28	29	30	31				
			19回							

			Talm			
9月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					
			21回			

【開館時間】	
・月・木・土曜日	11:00~17:00
・水・金曜日	14:00~20:00

※祝日も同様とする (251 日/年間)

10月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

			22回			
11月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

19	-	-	22回	-	-	-
12月						
日	月	火	水	*	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

19回								
1月								
日	月	火	水	木	金	土		
			1	2	3	4		
5	6	7	8	9	10	11		
12	13	14	15	16	17	18		
19	20	21	22	23	24	25		
26	27	28	29	30	31			
			19回					

19[4]								
2月								
日	月	火	水	木	金	土		
						1		
2	3	4	5	6	7	8		
9	10	11	12	13	14	15		
16	17	18	19	20	21	22		
23	24	25	26	27	28			
			20回					

20回									
3月									
日	月	火	水	木	金	土			
						1			
2	3	4	5	6	7	8			
9	10	11	12	13	14	15			
16	17	18	19	20	21	22			
23	24	25	26	27	28	29			
30	31								
		•	22回	•	•	•			

【休館日】

- ・火曜日及び日曜日
- ・夏季(8月13日~17日)
- · 年末年始(12月28日~1月4日)
- ・その他横浜市が必要と認めた日

貸出物品一覧

No	名 称	数量	品質形状	サイズ(mm)	備考
1	書籍棚	1	ボード棚セットA	W1815 × D610 × H2100	図書用
2	書籍棚	2	ボード棚セットA	W1815 × D610 × H2100	図書用
3	書籍棚	1	ボード棚セットA	W1815 × D615 × H2100	図書用
4	両開き保管庫	2	L5-105A	W900 × D450 × H1050	
5	オープン保管庫(ベース付)	1	L5-70E	W900 × D450 × H720	
6	両開き保管庫(ベース付)	3	L5-180A	W900 × D450 × H1770	
7	オープン保管庫	9	LINX L5-105E	W900 × D450 × H1050	
8	オープン保管庫	1		W925 × D450 × H1050	
9	会議テーブル	5	FF-615D LGY	W1800 × D450 × H700	ミーティングルーム用
10	セールスマン机	1	100CG-830	W1800 × D450 × H740	
11	折りたたみテーブル	2	ITOKI TNL-154LN-TE	W1500 × D450 × H700	
12	テーブル椅子セット	2			
13	片袖机	6	LA-107D-3	W1000 × D700 × H700	
14	EIDOSデスク	1		W1200 × D700 × H700	
15	会議用テーブル	2		W1800 × D600 × H700	作業スペース
16	机	1		W1200 × D700 × H700	
17	袖机	1		W390 × D570 × H610	
18	折りたたみ椅子	29	オカムラ 8150AZ-P		ミーティングルーム用
19	丸椅子	12			
20	ロッカー	3	LK-322	W900 × D515 × H1790	
21	ビジネスキッチン	1	TC-800N	W800 × D450 × H1800	
22	ビデオ	1	ヴォイス・フロム・ザ・フロント		
23	ビデオ	1	女たちのムーブメント		
24	ビデオ	1	ルーマニア・エイズと闘う子ども達		凱風社
25	電子レンジ	1	MITSUBISHI RO-SA3		
26	ワイヤレスチャイム	1	ナショナル ECA-108		
27	着ぐるみ(コム)	1	センターキャラクター		(株)アズ
28	小型冷蔵庫	1	HITACHI R-8NT 2ドア式		
29	グリーンパネル	2		W1280 × H1800	
30	グリーンパネル	3		W1280 × H1450	
31	グリーンパネル(連増用)	2		W1280 × H1450	
32	運搬車	1	ITOKI WCP-S01樹脂製		
33	性教育授業セット	6	アーニー出版		青少年啓発使用
34	胎児モデルふうちゃん	1	4体組3,5,6,8ヶ月		
35	マガジンラック	1	平置き5段ワイド		
36	ホワイトボード	1	W-36W	縦900×横1800	
37	パネル	1	LV-0914C	縦1400×横900	
38	シュレッダー	1	RICHO 2211PT		

2024年度ニュースレターおーぷん送付先一覧

送付先		配布枚数 (予定)		
横浜市立小学校(分校1含む)	341	各2		
横浜市立中学校(分校1、義務教育学校1含む)	150	各2		年2回中学校全学級数を配布
横浜市立中学校(149校2524学級)				
横浜市立高等学校(全日) 桜丘、金沢、南、東、みなと総合、サイエンス、戸塚、 横商	4.4	各2	仪	
横浜市立高等学校(定時)横浜総合、戸塚	11	各2	ポス	
横浜市立高等学校(別科)横商		2	۲	
国大付属小学校	1	2		
国大付属中学校	1	2		
横浜市立特別支援学校	13	各2		
横浜市教育委員会(メール)	6	各1		事務局総務課、小中学校企画課、高校教育課、特別支援教育相談課、人権教育·児童生徒課、健康教育·食育課
区福祉保健センター福祉保健課	18	各10		
エイズ対策推進協議会関連機関・部署	1	1	庁	横浜市PTA連絡協議会事務局
情報提供希(メール)	3	各1	内メ	こども青少年局青少年育成課、こども家庭課、向陽学園
拠点病院(メール)	2	各2	ノール	横浜市立大学附属病院福祉相談担当様、横浜市立市民病院患者総合サポートセンター
市民活動支援センター(メール)	12	各20	10	
障害者更生相談所	1	10		
市内図書館	18	各5		
川崎保健福祉センター(No37封筒に入れる)	7	各2	郵送	
県内保健所(県庁メール)	8	各5		
神奈川県立中高等学校(特別支援学校、県庁宛3部を含)	172	各2	県庁	
(高142、中2、特別支援校28)			ポ	
神奈川県立特別支援校分校	21	各2	スト	
神奈川県福祉こどもみらい局障害福祉課	1	31		
センター設置用	1	50		
YMCA内ライナー便	54	174		174部は54箇所の合計
エイズ対策推進協議会	4	各1		社会福祉協議会事務局、ANY、神奈川県臨床検査技師会事務局他
エイズ対策推進協議会関連機関・部署	11	各1		横浜市病院協会事務局、横浜市薬剤師会、横浜市市立通学高等学校校長協会、 県専修学校各種学校協会横浜支部、よこはまユース、ボーイスカウト横浜市連合 会、ガールスカウト、横浜青年会議舎、国際ソロプチミスト横浜、横浜歯科医師 会、横浜市医師会
私立高等学校	81	各2		
県内専門学校看護学校	40	各5		
各種センター	3	各7		県立青少年センター、男女共同参画南、男女共同参画北
県内保健所 (福祉センター)	3	各5	郵	藤沢・相模原・横須賀
川崎市保健福祉局	1	5	送	
報道・マスコミ関係	2	各1		神奈川新聞社・タウンニュース
NGO(全国)	8	各1		メモリアルキルト、性の健康医学財団、JANP+、エンパワメントかながわ、アカー、シェアー、ぶれいす東京、かながわ国際交流財団
神奈川県内の大学・短大	56	各5		
サポート施設	8	各8		男女共同参画戸塚、AIDS知ろう館、コンドマニア、青年海外協力情報フォーラム、社会福祉協議会研究情報課、アクタ、SHIP、ボラサポートセンター
市民活動支援センター	6	各8		
横浜市社会福祉協議会	18	各5		
슴計	1,083			

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの特記事項が付帯する契約(以下「この契約」という。)において個人情報を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務(以下「本件事務」という。)を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

- 第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所(以下「作業場所」という。)を 定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じ なければならない。
- 4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書(第1号様式)により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報 をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わな ければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により 個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

- 第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る 個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
 - (2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

③ 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

- 第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に 取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこ の限りでない。
- 2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。
- 3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、 当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。) における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に 報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当す る承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。
- 4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。)を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。
- 5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。 (個人情報が記録された資料等の返還等)
- 第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、 複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこと となったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従 い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法によ り処理するものとする。

(報告及び検査)

- 第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。
- 2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも 1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所に おいて検査するものとする。
- 3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担 とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担す る。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、 又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

- 第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、 個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際 に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を委託者に 提出しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、 前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提 出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

- 第 11 条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。
 - (1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏 えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該 受託者が負うものとする。

安全管理措置報告書

	調	査	項	目	内容	
1	業者	名			□横浜市競争入札有資格者 □その他(□横浜市出資法人(条例第 条))
2	業務の	の作業	担当	部署名		
				者役職名		
	業務(人数	の個人	情報	取扱者の		
5	個人	青報保	護関	連資格等	□ Pマーク □ I SMS□ その他の資格 (□ 個人情報関係の損害保険に加入)
6	個人(内規)		護に	関する社	□個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 □個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・ □個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に □その他の規程(□規程なし	· ·
7	個人を		護に	関する研	□個人情報保護に関する研修・教育を実施(年 <u></u> 回/従業員□その他(1 人につき))
8				関する点の方法等		
9	漏えい	い等の	事案の	対応規程	・マニュアル等の内容	
	(1) 対	応規程	呈・マ	ニュアル	名 称	
_		が <u>ある</u>			内容 (泥シ) 笠の東安が発生した担合にどのよるわせ広も所える	ひかして のしって ナン
		が <u>ない</u>		ニュアル	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのるべく具体的に記載していください。)	J/194(C*)VVC、7\$

10 個人情報を取り扱う作業場	
	内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子
	合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所 る場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。
	作業期間中の入室可能人数
理	□上記4の作業者のみ
~	□作業者以外の入室可(□上記外 名 □その他)
	入退室者名及び時刻の記録
	□なし (施錠のみ、身分証提示のみ等)
	□あり□用紙記入
	□ⅠCカード等によりⅠD等をシステムに記録
	□カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録 □その他()
	□その他 ()
(2) 個人情報の保管場所	紙媒体 □鍵付き書庫 □耐火金庫 □専用の保管室
	□その他 ()
	電磁媒体 □鍵付き書庫 □耐火金庫 □専用の保管室
	□その他 ()
(3) 作業施設の防災体制	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
(3) [[未施政》] 及件间	□その他(
(4) 伊人桂却亦浑枷十汁	紙媒体
(4) 個人情報の運搬方法	和以朱祁
	電磁媒体
(5) 個人情報の廃棄方法	紙媒体
	□ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	電磁媒体
(6) 施設外で作業を行う	
場合の個人情報保護対	
策(行う場合のみ記入)	

	算処理における個人情報		
l —		*業務を行う場合は記入不要です。	
(1)	作業を行う機器	□限定している(ノート型台、デスクトップ型台)	
		□限定していない	
(2)	外部との接続	□作業機器は外部との接続をしていない	
		□作業機器は外部と接続している	
		接続方法:□インターネット □専用回線 □その他()
		通信の暗号化:□している □していない	
(3)	アクセス制限	□ID・パスワード付与によりアクセス制限をしている	
		I Dの設定方法()
		パスワードの付け方()
		□ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない	
(4)	不正アクセスを検知	□あり(検知システムの概要:)
-	するシステムの有無	ロなし	
(5)	マルウェアを検知す	□あり(検知システムの概要:)
7	るシステムの有無	ロなし	
(6)	ソフトウェアの更新	□常に最新のものに自動アップデートするものとなっている	
	2 2 1 7 2 7 2 3 2 70 1)
(7)	アクセスログ	□アクセスログをとっている (年保存)	,
		□アクセスログをとっていない	
(8)	停電時のデータ消去	□無停電電源装置 □電源の二重化	
1 1 ' '	方止対策	□□その他()
	/JIL/J/K	□なし	,
(9)	 その他の対策		
	C 42 1E 42 X1 XK		
12 外	国における個人情報の		
	及いの有無	- □外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上で	での個
		人情報の取扱いはない	
		□外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個	固人情
		報を取り扱っている	
		ロなし	
		※「あり」の場合は、以下も記入してください。	
(1)	個人情報の取扱いが		
ä	ある外国の名称		
	当該外国における個		
/	人情報の制度・保護措置		
4	等		

年 月 日

(提出先)

(提出者)

団体名 責任者職氏名

研修実施報告書·誓約書

個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により 準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の 個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取 り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関す る法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生し た場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、 別紙(全 枚)のとおり報告いたします。

個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に 取り扱うことを誓約いたします。

(A4)

研修実施明細書

本件業務の委託に当たり、受託者として従事者に実施した個人情報保護に係る研修の明細は、次のとおりです。

研修受講日	所	属	担 当 業 務	氏	名
					() ()

(A4)